

基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の論点

1. 金融庁

1. 全体として

- ① 基本計画上、「既に一度提出している記載事項の再度の提出」の見直しや「一般に公表されている事項の提出について、簡略化又は省略」することにつき検討することとされているが、検討状況につき教示されたい。（評価基準 1－①関係。自己点検結果 B）
- ② 所管業界は総じて情報通信技術の活用にも積極的と考えられる一方、オンライン利用率は総じて低いか、そもそも、オンライン申請が可能でない手続も存在する。オンライン申請の活用の推進につき、どのように考えているか。（評価基準 4 関係。自己点検結果 A（電子申請不可能な手続は B と思われる））

2. 貸金業法

- ③ 貸金業法第 24 条の 6 の 9 に基づき、毎事業年度経過後三月以内に提出せねばならない「事業報告書」と、同法の報告徴収権限に基づき毎年三月時点のものを五月までに提出せねばならない「業務報告書」につき、それぞれ、提出を求める趣旨如何。事業者にとって重複感もあるところ、手続の簡素化につき、検討の余地はないか。（評価基準 1－①関係、自己点検結果 B）

2. 国土交通省

1. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律

- ① 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出（114,455件）や住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出（30,034件）は届出件数も多く、また、反復性の高い届出でもあることから、国土交通省として電子申請の仕組みを検討する余地はないか。（評価基準4関係、自己点検結果B）

2. 道路運送法

- ② ローカルルールについて、実態把握に取り組むことを計画しているとのことだが、実態把握の結果を踏まえ、審査基準の一層の明確化を図る考えはあるか。審査基準の一層の明確化を図ることにより、新規事業を開始しようとする事業者の予見可能性も高まるのではないか。（注：平成29年10月24日の規制改革推進会議では、規制緩和の要望とともに、国土交通省通達の曖昧さについても指摘されていた。）（評価基準4関係、自己点検結果B）

3. 貨物自動車運送事業法

- ③ 基本計画において「申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む」とのことであるが、統一様式の作成から事業者への周知までの具体的なスケジュールはどのように考えているか。（評価基準3-①関係、自己点検結果C）
- ④ 例えば、「一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出」は手続件数も多く（182,594件）、また「国土交通省オンライン申請システム」の基盤もあることから、電子申請の導入の検討の余地はあると考えられるが、如何。
- また、少なくとも電子メールでの申請受付は考えられないのか。（評価基準4関係、自己点検結果B）

4. 建設業法

- ⑤ 「決算報告」の届出につき、
- (1) 独自様式に沿った形での作成・提出が求められているが、会社法に基づく形式の財務諸表の届出でもって足りないのか。
- (2) 過去3か年分の施工金額等の記載は必要か。行政庁において、過去分は把握しているのではないか。
- (3) 添付書類についても、例えば、納税証明書は必要なのか。決算報告の届出を義務付けている趣旨に照らし、過剰な報告・添付書類となっていないか。
- また、建設業許可や経営事項審査等、その他の手続関係書類についても、電子申請の導入を待たずとも、削減につき検討すべきではないか。（評価基準1-①関係、自己点検結果B）

- ⑥ 決算の報告（44万件/年）や建設業の許可申請（13.5万件/年）は手続件数も多く、電子申請の導入によるメリットは大きいと思われる。現在の基本計画上も電子申請のあり方につき検討する旨の記載があるが、積極的に検討すべきではないか。（評価基準4関係、自己点検結果A）

5. 測量法

- ⑦ 「営業経歴書の届出」（11,242件）は電子申請による届出が可能な一方、実際の利用率は高くないと考えられる（0.36%）。これは、電子証明書の添付を求めていることにも一因があると考えられるが、電子証明書による本人確認を求めている理由は何か。より簡易な方法（例えば、IDとパスワードによる方式）などを検討する余地はないか。（評価基準1-②関係、自己点検結果C）
- ⑧ 営業経歴書などは、測量法に基づき、都道府県庁や地方整備局などにおいて公衆の閲覧に供しているが、注文者の便に資するよう、インターネットでの閲覧に供するようすべきではないか。そのためにも、電子申請を推進すべきではないか。

3. 厚生労働省

1. 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

- ① 基本計画では「これ以上のコスト削減は不適當かつ困難である」とされているが、省令で定められた申請様式上、押印を求めているが、見直す余地はないか。安全性の確保を求める趣旨の法律であると承知するが、押印により真正性・本人確認が厳格に担保されていると考えているのか。（評価基準 1-②関係、自己点検結果 C）
- ② 「独自の電子システム上で提出様式を作成・編集」でき、添付書類のアップロードもシステム上から可能であると承知するが、届出自体をオンラインで完結する仕組みを設けることも技術的には可能であると考えられる。本法律に基づく手続につき、
- （1）郵送での申請は可能なのか。
 - （2）オンラインでの申請につき、検討の余地はないのか。
- （評価基準 4 関係、自己点検結果 B）

2. 医薬品、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

- ③ 削減方策として資料提出・許可証等の郵送化が掲げられているが、郵送率 50%、30%は可能なのか。現状で、郵送による届出はどの程度か。そもそも、デジタルファーストの観点から、電子申請手続につき、導入を検討する余地はないのか（薬局の休廃止等の届出：13 万件/年）。（評価基準 4 関係、自己点検結果 B, C）
- ④ 薬局開設の許可にかかる標準処理期間や審査基準について、地方自治体により HP に公表している場合と非公表にしている場合があるとのことだが、厚生労働省から基本的な考え方は示しているのか。
- また、標準処理期間や技術的助言の公表につき、地方公共団体に働き掛けることはできないのか。（評価基準 3-③、3-④関係、自己点検結果 C）

3. 食品衛生法

- ⑤ 食品衛生法関係の手続につき、全国統一のオンラインシステムを構築する予定があると承知するが、システムの仕様や構築のスケジュールにつき、教示いただきたい。
- また、システム導入により様式も統一されると考えてよいか。（評価基準 3-①、4、5 関係、自己点検結果 C）

4. 美容師法、理容師法、旅館業法

- ⑥ 美容師法、理容師法及び旅館業法については、経済団体などから「担当者ごとに判断基準が異なる」といった事例が指摘されている。いわゆるローカルルー

ルにつき、まずは実態把握に取り掛かる考えはないか。

また、厚生労働省としても、より明確なガイドラインを示すことは考えられないか。(評価基準3-②関係、自己点検結果C)

5. 児童福祉法

- ⑦ 基本計画で削減方策として「申請様式の標準的様式の作成・周知」が掲げられているが、標準的様式の作成に当たっては、「記入項目選択方式」(「営業の許可・認可に関する手続の簡素化の観点と評価基準」3-①参照)につき、検討いただけないか。(評価基準3-①関係、自己点検結果A)
- ⑧ 放課後児童健全育成事業に関しては自治事務であり、国が強制力をもって規制することができる事務ではないなどとして、ほぼすべての項目で特段の取組が予定されておらず「C」となっている。自治事務でも自治体の協力を得て行政手続簡素化に取り組もうとする事例は少なからずあり、例えば、本人確認(押印)の在り方の見直しや、記載方法の見直しなど、取り組むべき事項はあるのではないか。

6. 障害者総合支援法

- ⑨ 障害福祉サービス事業者の変更の届出につき、削減方策として郵送による書類提出の原則化が掲げられているが、現状で、郵送による届出はどの程度か。また、100%の郵送率を目指すのか。そもそも、デジタルファーストの観点から、電子申請手続につき、導入を検討する余地はないのか(手続件数14万件/年)。(評価基準4関係、自己点検結果B)